

# 刻む百年の歩み

## —上野図書館文書—

西村正守

当館の源流は、官制面からは明治五年の書籍館までさかのぼりうるものであるが、蔵書面の遡及は明治八年東京書籍館に止る。従って、蔵書と一体の文書類もまた「明治八年二月ヨリ七月ニ到ル 東京書籍館 甲号」を以て起点とする。

上野図書館往事の栄光を示す唯一の証左として、これら文書綴三百余簿冊は、今百周年の歴史を秘めて、支部上野図書館館長室に保管され、内外研究者の探訪を待っている。

以下本稿は第一章において、保管文書全般の概要を示し、第二章において、その例示として、保管文書が語る東京書籍館法律書庫論争を紹介する事とする。

### 第一章 保管文書の概要

#### 一、東京書籍館文書

この時代の文書綴は総計二四点あり、大別すれば次の三種となる。

- (一) 狭義の文書類（一〇点）
- (二) 人事記録（五点）
- (三) 収書記録及び書目類（九点）

このうち基本的文書は(一)であることはいうまでもなく、在米留学生監督目賀田種太郎に托しての海外資料の収集、目録分類法をめぐる館内論議、法律書庫をめぐる開成学校長補浜尾新との論争（第二章において詳述）、一年余をか

けた旧藩蔵書の受入(参照①)等近世日本図書館史上欠か  
せぬ基礎資料に満ちている。

これら同文書の一つ一つに縦横無尽に朱筆を加え、確な  
指示を与えている若き館長補永井久一郎の情熱、さらには  
回議書に付された数多くの符箋にみる館員一人一人の意気  
込みの中に、明治初期近代図書館建設に邁進した先進苦闘  
の姿を十分に偲ぶことができる。ただ残念なのは明治九年  
後半部の仰裁文書の多くが既に失なわれている事である。

納本記録としては「本省準刻課廻致書籍目録」の明治八年  
三月二〇日二三部三七冊一箇が最初のものとなっている。

人事記録としては明治八年六〇九月の「吏員黜陟簿」が  
主であるが、明治八年三月就任時中督学たりし館長島山義  
成の肩書がここでは少督学となっている。これはその間に  
官等の改定があり中督学(五等金二〇〇円↓四等金二五〇  
円)、少督学(六等金一五〇円↓五等金二〇〇円)の格上  
げにともなう結果であり、本人にとれば月俸すえ置き、肩  
書ダウンの期間に当る分である。後に島山は再び中督学と  
なるが、これは勿論四等官であり、先の中督学ではない。

## 二、東京府書籍館文書

現存文書綴は一九点であり、綴に付せられた甲乙丙乃至  
子丑寅の記号からみて亡失部分はかなりあり残存率八割程  
度と推定される。直轄機関であった東京書籍館とことな  
り、庶務課乃至学務課の一部に置かれた府書籍館は、それ

だけ仰裁は間接的なものとなり、何に対する決裁の結果を  
文書綴から直ちに確認しえないものが多い。基本文書であ  
る同文書綴も明治一一年前半が一切亡失となっており、補  
足すべき文部省年報のようなものもないまま、当館前史を  
通じて資料的に最も弱い期間となっている。

明治一〇年九月二二日行政官たりし二橋元長(元新潟県  
参事)着任後最初の二四日付文書から第一号と記番号が与  
えられ、文書処理が体系化されているのは、早速二橋起用  
の効があらわれたものとみられる。(参照②)

府書籍館の仰裁文書は学務課往復綴と会計課往復綴の二  
本立てになっているが「明治一二年学務課往復綴」が資料的  
に最も価値のあるものとなっている。というのは本綴の後  
半部は同年七月書籍館の文部省への返付のための諸準備、  
諸調査等東京府書籍館実質三箇年間の運営実態を総括する  
文書類によって占められているからである。すなわち「本  
館館僚事務章程及月給表」には幹事岡千仞以下全員の履歴  
書が付され、「府税・地方税ヲ以テ書籍購求一覽」には府書  
籍館全期間を通じての購入書の全書名が示されている。就  
中後者は東京府書籍館の運営方針に係るもので、購入書の  
大半が漢籍で占められているのは、名代の漢学者岡千仞館  
の要職にありし故と首肯されるところである。(参照③)

他に明治一三年三月一五日館内縦覧日における招待者名  
簿が残されているが、当時の府書籍館をとりまく人脈を知  
る好材料となっている。

### 三、東京図書館（湯島期） 文書

明治一三年七月から明治一八年九月上野へ移るまでの期間のものである。この期間の文書を記号別にみれば各年毎に次の通りの仕分けであったと思われる。

子 本省御達及伺御指令等綴

丑 庶務局往復綴

卯 会計局往復綴

辰 地方学務局編輯局報告局往復綴

巳 文部省直轄中往復綴

午 官省院使府県往復綴

未 内務省図書館往復綴

酉 図書贈進願書綴

戌 館中諸用綴（庶務）

亥 館中諸用綴（会計）

他に通年の辞令簿がある。寅午申は各年を通じて見当らない。ある年には卯がなくある年には巳がない等齒の抜けた状態での残存である。就中明治一七年分は基本文書である「子」を始めとするすべての文書が亡失であり、この年の八月一旦上野公園東四軒寺跡へ新建の事となつて二万五千円の予算配分もつけた東京図書館が、一転して翌年六月東京教育博物館と合併となつた経緯を明かす資料もあるいはあつたであらうと思われ、湯島から上野への前史上転機

をなす期間のものだけに惜しまれてならない。

この期間の主要案件としては「独乙ハルレ大学及び東京大学との図書交換」(明一四・参照①)「洋書の大量紛失」(明一五)「榊原文庫の寄贈」(明一六・参照⑤)等が挙げられる。

### 四、東京図書館（東京教育博物館合併期） 文書

上野への移転を機とし文書の編成は次の如く変つた。この分類は明治二二年の官制独立、明治三〇年の帝国図書館官制公布を通じても変更なく、昭和二四年国立国会図書館統合へ及んでいる。

本省達

上申并伺

内訓并内牒

諸向往復簿

職員進退ニ関スル書類其ノ他機密ニ関スル書類

会計ニ関スル書類

東京教育博物館との合併により東京図書館は博物館書籍室を吸収することとなつたので「明治十・十一年図書年報」 「購求図書目録・図書掛」等統合前の博物館書籍掛の書類を若干今に引継いでいる。この統合は博物館書籍室の先例踏襲から閲覧料徴収を結果し(参照④)、さらにはこのため生じた大量の重複洋書の各高等中学校への譲渡の事となつた。(参照⑤)

これらの経緯はいずれもこの期間の文書に詳記されており、文書綴の表題の多くは「両館」乃至「東京<sup>圖書館</sup>教育博物館」と記されている。

明治十九年三月直轄機関から総務局所属へと格下げになった東京図書館は、文部省年報からも独自の項目を失なう事となった。このためこの期間の当館保管文書は、当時の実態を語る唯一の公的資料となっている。官制面からは最も不遇の時代であったが、明治一年から教育博物館にあった西村竹間の「図書館界入り」の契機、田中稻城の「図書館ニ関スル學術修業ノタメノ英米留学」等次期帝國図書館への萌芽の多くを見出しうるのもこの期間の文書においてである。

## 五、東京図書館（官制独立期）文書

前述の如く文書面では官制の独立による格段の変化はなかったが、概ねこの時期を起点として四つの部内文書綴が生れた。すなわち

(一)「明治二十二年ヨリ館内諸規程職員分課等」（明治二十二年一月貴重書甄別標準に始まり国立国会図書館統合に至る間の諸規程、事務分掌類を一括）

(二)「明治二十二年ヨリ閲覧室揭示其他閲覧室ニ関スル事項」（参照④）

(三)「明治二十二年ヨリ館内伺（庶務掛）」

(四)「明治二十二年一月ヨリ館内伺（図書掛）」

このうち(四)は閲覧図書<sup>の</sup>の亡失毀損に対する始末書、処分（登館停止、弁償、職員進退）伺等が主であるが、この中には美濃部達吉（明二二）若宮卯之助（明二四）神川彦松（大四）大川周明（大二三）等著名人のいくたりかがその名を留めている。

この期間の伺文書及び諸向往復簿の主役を占めるものは「大日本教育会への通俗書の貸出」であるが、塩田文庫（明二六）宗家記録（明二七）等の受入記録も含まれている。

なお、明治二十二年三月一二日付手島精一から末岡精一への「館長更迭ニ付引渡引継書類」が残されているが、その対象として次の五点が挙げられている。

- 一、蔵書 図書掛保管
- 一、諸記録 庶務掛保管
- 一、書籍館ニ就テノ意見書
- 一、普通書籍館ニ就テノ意見書
- 一、図書館職員人名録

## 六、帝國図書館文書

この時代になると文書簿冊数も百冊を超え、一冊当りの収録件数も従前の五、六倍という大資料群となっている。しかしその割には定例的なものが多く、雑件が取捨選択なく合綴されているので、却って所望案件文書をとり出すの

が難かしいものとなっている。各曆年毎に編成された諸向  
往復簿から主要なものを抽出すれば「内閣記録課所蔵小説  
類の移管(参照⑤)」(明三七、八)「旧幕府書類の永遠委  
託(明三八)」大阪朝日新聞創刊壹万号記念圖書の寄贈(参  
照⑤)」(明四三)等の経緯を示す資料があり、前記の館内  
伺(庶務掛)中にも「円光寺本の買入(参照⑤)」(明三九)  
「田中稻城記念圖書の寄贈」(大一一四)等の記録がみられる。

またこの期間の業務日誌としては「明治天皇崩御」「出  
納手事故死(参照④)」「関東大震災(参照④)」「都下空襲  
(参照④)」等当時の状況を克明にしている。「宿直日  
誌」(明四三)を始め「庶務掛日誌」(昭二)、「巡視日  
誌」(昭三)があり、他に明治三二年分一冊のみではある  
が、「閲覧部日記」(部長太田為三郎)が残されている。  
関東大震災に関しては「避難者姓名簿」「御礼状(避難者三  
四世帯一五二名連署)」「震災焼失書籍目録」「震災復旧ニ  
関スル書類」が別冊保存されている。

さらには主題別に一括抽出されたものとして

青山文庫関係書類(昭六)一六)

疎開図書関係書類(昭一八)二〇)

返還図書関係書類(昭二一)二二)

連合軍関係書類(昭二〇)二二)

開館式書類(明三九)

五十年記念式書類(大一一)

増築落成式祝辞輯(昭五)

閉庁式開庁式書類(昭二四)

等がある。他に「出版物取締ニ関スル書類」いわゆる発禁  
図書関係綴二二点もあったが、この分は既に蔵書の移転に  
伴い本館引渡しとなった。

七、その他

国有財産関係書類としては「東京図書館土地建物図」「東  
京図書館土地建物履歴表」を始め、数多くのものが残され  
ているがいずれも上野移転後のものであり、湯島時代のも  
のとしては僅かに村岡範為馳実測の「東京書籍館需用地実  
測図七百五十分の一」があるのみである。湯島分は移転に  
際しすべて文部省会計局に引渡されたものと思われる。

独立別冊の形で保存されている明治一八年、昭和一七年  
の各年報草案については、一昨年末翻刻「帝国図書館年報」  
において、既に全文紹介済みである。

参照

① 東京書籍館における旧藩蔵書の収集(図書館研究シリ

ーズ一五号)

② 東京書籍館の人々(図書館学会年報二〇卷一号)

③ 予算面よりみた東京府書籍館(図書館学会年報一九卷

一号)

- ④ 上野図書館揭示板今昔記 (国立国会図書館月報一三六  
 一四一号)
- ⑤ 上野図書館こぼれ話 (日本古書通信四〇巻四一六号)

## 第二章 「傍」の一字を争つた法律書庫

東京書籍館明治九年報

〇五月三十一日文部省ヨリ東京開成学校地内ニ法律書覽

閱場ヲ支設スヘキノ令アリ

〇八月四日日本館法律書覽閱場ノ称ヲ改メテ東京書籍館法律  
 書庫トス

〇九月二十二日東京開成学校地内ニ法律書庫ヲ設ケ本館  
 所蔵ノ和漢洋法律書及ヒ該学校ヨリ寄托スル所ノ法律  
 書ヲ排列シ内外人民ノ縦覧ニ供ス

東京書籍館法律書庫の設置は、明治九年五月九日の東京  
 開成学校長補浜尾新の懇請に端を發し、五月三十一日本省が  
 その議を採択するに決した事により実現となつたものであ  
 る。浜尾上申書については、上野図書館八十年略史に全文  
 収録するところであるが、今その要旨を挙げれば、

① 「客年本省東京書籍館ヲ設立シ……一盛挙」といふべき  
 も、該館は「本校ニ距ル遠キヲ以テ教員生徒」は實際上

利用しえぬ。

② しかるに「本校ニ法学ノタメニ律書館ハ理化学ノ実験場  
 ノ如ク」不可欠のものである。

③ 「本校該館共ニ一省ノ下ニ在リ而テ一様ノ書ヲ兩処ニ於  
 テ購入スルハ不經濟」の極みである。

④ 故に、本校校内に校館兩者の法書、律書を合せ、律書館  
 を設け、本校教員生徒の参閱に供したい。

⑤ かくすることは人民にとつても「其書ノ種類更ニ増加ス  
 ルヲ以テ」一層の便宜となる筈である。

⑥ 該館の所管は「本校ニ附スルモ、東京書籍館ノ分設律書  
 館トナン猶同館ニ属スルモ敢テ此レ彼レヲ論スル所ニア  
 ラザルナリ」というものであつた。

本省から開設の指示を受けた東京書籍館永井久一郎館長  
 補は、六月一三日「東京書籍館法律書庫規則」案(上野図  
 書館八十年略史に全文収録)を作成、伺出た。これに対し  
 本省は、単独の規則とせず、「本館規則ヲ増補シ別冊ノ通  
 リ可致訂正事」と、八月四日指示して来た。

(別冊)

### 第一章

本館設立ノ主旨ハ所有ノ書籍ヲ内外人ノ求覽ニ供スベキ  
 ヲ以テ此規則ニ照準スルトキハ何人ニテモ登録シ適意ノ

書籍ヲ展閱スルヲ得セシム

但シ法律書庫ハ傍ラ東京開成学校法学生徒ニ特殊ノ便宜ヲ得セシムベキヲ以テ之ヲ該学校地内ニ支設ス

但書が增補改訂の分である。

かくして法律書庫は、九月二二日東京開成学校旧教授館第四号に開館となつたわけであるが、この法律書庫は開館以前から既に問題をはらんだ性格のものであつた。

開館に先立つ九月一九日、東京開成学校は法律書庫の規則書を要求、規則書の送致をうけるや直ちに、これにクレームをつけ、暫時発行を見合せるよう、法律書庫に対して要請して来た。

法律書庫ノ規則御編成相成候ハハ參閱致シ度候条該書御送致有之度此段御照会候也

九年九月十九日

法律書庫御中

東京開成学校

不日法律書庫開場ニ付テハ当校法学教授及生徒ノ展覧ニ干渉スル義ハ予メ御協議可相成義ト存居候処過時御送致ノ東京書籍館規則中ニ掲載有之但書当校ニ係ル條款中聊不都合ノ廉有之ニ付右御発行ノ義ハ暫時御見合相成度候

尤右ノ義ニ付テハ更ニ御打合可申候条此段申進置候也

九年九月十九日

東京書籍館支設法律書庫御中

東京開成学校

これを受けた法律書庫は、独自には回答しかねる問題として本館の指示を請うた。

よつて、本館永井館長補は、次の如く指示をなし、法律書庫は予定通りの開館とはなつた。

この往復をみれば、この時迄東京開成学校は、八月四日文部省の指示に基き増補改正された東京書籍館規則を知らなかつたものと推察される。

東京開成学校ヨリ本館規則ノ儀ニ付照会有之候云々御申出有之候付テハ同校ト更ニ協議ノ上規則改正可致候得共先ハ従前ノ規則ニ依リ明廿二日ヨリ開場可相成此段及御指示候也

九年九月廿一日

法律書庫御中

東京書籍館

東京開成学校が一読直ちに「不都合ノ廉」と感じたものは、第一章設立の主旨中の「但シ法律書庫ハ傍ラ東京開成学校法学生徒ニ」の「傍」の一字にあつた。同校側にとってみれば、先の五月九日の浜尾上申書に

東京書籍館準備ノ法書ハ分チテ本館ニ移シ本校貯蔵ノ律書ヲ合セ而テ構内教授館ノ一屋ヲ以テ仮リニ律書館トナシ主トシテ本校教員生徒ノ参覧ニ供セハ則チ授受ノ際大ニ便宜ヲ得又傍ラ人民ノ展観ニ供セハ嘗テ其書ノ東京書籍館ニ在ルト其便宜毫モ異ナルナキノミナラズ便宜一層多カルベシ

と記したごとく、「傍」は「人民」の側につきべき筈であつたからである。

東京開成学校よりの異議を受けた館長補永井久一郎は、数回の協議を行なつたが、論議決定せず、同校側より本省に伺問して後に更に協議との申越を受け、将来協力の見込なしとし、十一月一七日法律書庫の廃止を本省に上申した。

当館規則法律書庫ノ義ニ涉リ東京開成学校長ヨリ別紙往復書類写ノ通数回協議ニ及ビ第一章但書中傍字ノ刪否ヨリ論弁該書庫支設ノ旨趣ニ至リ該学校ノ所見当館ト異ナルヲ以テ論議決定不致候ニ付該学校長ヨリ該庫支設ノ旨趣ヲ本省ニ伺問シテ後更ニ協議致度旨申越候得共該庫ハ固ヨリ当館ノ一部ニシテ内外人民一般ノ公益ヲ主トシ傍ラ該学校法学生徒ニ特殊ノ便宜ヲ得セシムヘキ為メニ支設セシハ明瞭ナリ既ニ本省ニ於テ当館ノ規則ヲ増補訂正

シテ第一章但書ニ明文ヲ附セリ故ニ其旨趣ハ更ニ伺問ヲ贅セサル儀ト存候然ルニ該学校ニ於テ頻ニ論弁ヲ生スル者ハ蓋シ該学校ノ所見ハ本省并ニ当館ノ所見ト異ナル所以ト推察致候若一該学校ノ意見ニ任セ法律書庫ヲ以該学校法学生徒ニ専ラ特殊ノ便宜ヲ得セシムル者トセバ到底後來協力成績ノ見込無之ノミナラズ名実相反シ事務牴牾ノ弊害ヲ生スルニ立至リ可申候ニ付該庫支設ノ義ハ速ニ被廢止度此段至急仰裁決候也

明治九年十一月十七日

東京書籍館長補

永井久一郎

文部大輔代理

文部大丞九鬼隆一殿

これを知つた東京開成学校長補浜尾新も、「右ハ僅ニ其議ノ協ハザル所アルモ容易ニ其廢止ノ儀ヲ開申スルハ穩当ナラザル義ト存候間」として、同校の主張を述べ、「廢止ノ義ハ勿論不同意」として、東京書籍館へ示諭され度旨、本省に上申書を提出した。

要するに、「傍ノ字刪去」である。

本校構内ニ支設相成候法律書庫ノ儀ハ該庫ノ支設ヲ申請セシ書中ニ縷述セル如キ事突ヲ以本省ノ指令ニ依リ東京



書籍館ト協議ノ上設置相成候処過般來該庫支設ノ旨趣ハ一般人ト其中ノ本校法学生徒ト何レノ便益ヲ主トスルヤノ議ニ付該館ノ意見ト本校ノ所思ト自ツカラ相協ハザル所有之依テ數回其事ヲ往復致候末不図モ該館ヨリ該庫廃止ノ議照会有之ニ付右ハ僅ニ其協議ノ協ハザル所アルモ容易ニ其廃止ノ儀ヲ開申スルハ穩当ナラザル義ト存候間一先該庫支設ノ旨趣本省ヘ伺問相成候方可然段回答イタシ置候得共仍ホ其議開陳可致旨該館ヨリ被申越候抑該庫ヲ本校地内ニ支設スルノ旨趣ハ固ヨリ一般人中ニ於テ最モ本校法学生徒ノ便益ヲ謀ルカ為ナリト確信致居候然ルニ該館ニ於テハ本館ト均シク一般人ノ便益ヲ主トスルヨリ往々意見ノ相協ハザル所アルニ至リ申候若シ該庫支設ノ旨趣一般人ノ便宜ヲ主トシ其中ノ本校法学生徒ノ便益ヲ以テセハ爾後法科専用ノ書籍購備方等其他諸般ノ事ニ付而モ雙方ノ意向自ツカラ相分レ不都合ノ義可有之存候仍而ハ該館ヨリ該庫廃止ノ儀開申相成候共本校ニ於テハ其支設ノ事ニ付テ最初上陳候通館校共力遂ケ完整ノ律書籍ト為サント欲スルヲ以テ廃止ノ儀ハ勿論不同意ニ付該庫支設ノ旨趣尚高量ヲ尽サレ果シテ一般人中最モ本校法学生徒ノ便益ヲ謀ルニアレハ其旨該館ニ達セラレ該館規則中第一条但書中傍ノ字刪去致サレ從前ノ通該庫支設相成度此段為念上申致置候也

明治九年十一月廿日

文部大丞九鬼隆一殿

東京開成学校長補浜尾新

二つの上申書を受けた本省は、一二月七日左の通り裁定し、学務課長より「但書中傍ノ字刪去相成候トモ該庫支設ノ旨趣ニ於テ不都合ヲ來候程ノ儀ハ有之間敷哉ニ被考候」との見解と共に、東京書籍館に達せられた。

(朱書)  
伺之趣該庫廃止ノ儀ハ難聞届候条尚東京開成学校ヘ商議致シ協力保存可致候事

明治九年十二月七日

文部大輔代理印

これに対し、館長補永井久一郎は、今の状態で今後協議したとて無益の論争を繰り返す寸である。先ず本省より法律書庫は一般人民の共用を主とするものであることを、東京開成学校に論達してほしいと、次の如く回答傍々照会を發した。いわば抵抗である。

この時彼永井は、「傍字刪去」は、単に然程の不都合どころか、東京書籍館存立の理念を危うくするものであると洞察していたものと思われる。

本月七日附ヲ以テ当館支設法律書庫ノ件ニ涉リ別紙朱書ノ通り御指令ニ相成候ニ付テハ当館規則第一章中傍字刪

去相成候トモ不都合ヲ来シ候程ノ儀ハ有之間敷哉猶再按協議可致云々東京開成学校長上申書写相添御示諭ノ趣正ニ承了致候固ヨリ当館ニ於テ該庫ノ廃止ヲ企画候儀ニ無之事實不得止ヨリ其廃止ヲ請求候儀ニ付尚再按商議致度存候得共当館ニ於テハ該庫所有ノ書籍ヲ一般人民ノ求覽ニ供シ且ツ傍ヲ東京開成学校法学生徒ニ特殊ノ便益ヲ得セシムヘキヲ以テ之ヲ該学校地内ニ支設シ該学校ニ於テハ其所有ノ法書ヲ該庫ニ交托シ同力協心シテ百般ノ法書ヲ蒐集スヘキヲ以テ其主トスル旨趣ハ一般人民ノ共用ニ供スヘキ全備ノ法書館ヲ成立シ校館雙方ノ便宜ヲ計ルニ在ルト確信致居候処豈図ランヤ該学校上申書中ニ縷述セル如ク該庫ヲ以テ該学校一己ノ専用ト為サント欲スルニ似タレハ当館支設ノ名義ニ関シ將來不都合ヲ生セン事ヲ恐レ今後ノ商議モ亦必ス無益ノ論弁ヲ生シ協力不相叶ト存候ニ付テハ該庫ハ固ヨリ一般人民ノ共用ヲ主トスルノ旨趣ヲ本省ヨリ速ニ該学校へ御諭達相成度然ル上ハ再按商議協力シテ勉メテ該庫ノ全備隆昌ヲ謀ルヘクト存候条可然御取計有之度此段御回答傍及御照会候也

十二月十一日

東京書籍館長補

文部省学務課長御中

年明けての明治一〇年一月二六日、本省学務課長は、次の如く回答して来た。

両者いずれを主とするものでない故、東京開成学校へ論達は必要ない、文句をいわず指示に従えという趣旨であり、形勢は永井館長補にとって非であった。

御回答傍御照会ノ趣承了然ルニ該校上申書ヲ熟読候ニ必シモ該庫ヲ以テ一己ノ専用ト為サント欲スル旨趣ハ不相見且該庫ハ一ハ一般人民ノ為一ハ東京開成学校法学生徒ノ為ニ設立相成候モノニテ必シモ一般人民ノ共用ノミヲ主トスル旨趣ニハ有之間敷存候ニ付別段該学校へ諭達相成候ニハ及間敷存候間過般申進候通り夫々該学校へ協議相成度候此段及回答候也

事ここに至っては、既にせんなきか、永井館長補は「傍」字の刪去を決し、第一章但書を次の通り改正することとし、一月三十一日東京開成学校側の了承の回答をえて、二日日文部本省に規則改正を伺出た。

(従前)

但シ法律書庫ハ傍ヲ東京開成学校法学生徒ニ特殊ノ便益ヲ得セシムベキヲ以テ之ヲ該学校地内ニ支設ス

(改正)

但シ法律書庫ハ東京開成学校法学生徒ニ便ナラシメンカ為メ之ヲ該学校地内ニ支設ス

東京書籍館側の完敗である。永井館長補の不本意ながらこの伺出は、しかしながら実行をみる迄もなく、その大本たる東京書籍館の廃館の前に自然消滅となった。結果的には五ヶ月にわたる徒勞の論争であつたわけである。

廃館の達しは、その伺出の僅かに二日後の事であつた。

#### 東京書籍館

其館廃止候条此旨相達候事

但閉館日限之儀追テ可相達候条其マデノ処諸事従前之  
通取扱可申事

明治十年二月四日

文部大輔田中不二麿

最終的には法律書庫は三月二九日を以て閉館となり、翌三〇日本省の指令に基き、東京開成学校により選択された圖書を同校に引渡し、全くその活動を終えた。

上野図書館八十年略史は「このような形式は図書館の経営上、行なわれ難いことを記憶すべきである」と結論し、後藤純郎日大教授も「東京書籍館の輝かしい業績のなかで、一つの大きな失敗」(「東京書籍館の創立—人事とその特色—」現代の図書館二三卷二号)と断じている。

就中後藤論文は、事の本質を的確に解明しているのので、ここに引用させていただくこととした。

「この失敗の原因は、当時の本省にも、また永井自身にも、文部省所管の東京書籍館が将来進むべき方向が正確につかめていなかったことにあるだろう。

現在の時点から振り返って考えるならば、公立図書館が地方自治体によって充実され、大学がその図書館を整備したとき、文部省所管の図書館が国立図書館としての使命に邁進すべきであることは当然の帰結である。しかし現在でも、国立国会図書館をめぐって、その国立図書館としての機能と使命についての論議が絶えぬ。それ程国立図書館のあり方についての理解には問題が多い。まして明治初年にあつてはその意義を把握するのは困難であつた。

国立図書館も公共図書館も、公開制をとるべき点は一一致している。大学図書館も、大公共図書館も、国立図書館も、参考図書館である点では共通点を持つている。しかし本来、この三種の図書館の利用の目的、対象、機能は明かに区別されなければならない。十九世紀後半の米国の議院図書館、英国の大英博物館図書館について見聞していたとしても、両館はそれぞれの伝統と特殊事情をもつ。そのなかから抽象して、国立図書館の概念と機能を見出すことは田中不二麿、永井久一郎にとつてもまだ及ばぬ所であつたらう。この問題は田中稻城が東京図書館長となり、国立図書館たるべく提唱をする明治二十年代までまたねばならなかつた。」(前記「東京書籍館の創立」八一頁)

ともあれ「傍」の一字をめぐって、その理念が争われた法律書庫の蔵書数及び明治九年九月二二日の開館から翌一〇年三月二九日閉館に至る迄の閲覧実態を統計にみれば、次の通りであった。

これらの閲覧者は、かかる法律書庫に内在する問題を、當時察知しえていたものであろうか。

またもし、東京開成学校長にして東京書籍館長たりし嶋山義成が、田中不二磨文部大輔随行李出国出張のことがなく、健在なりしとせば、果して如何なる態度をとったものであろうか。

嶋山不在のため、夫々の代行者となつて、法律書庫論争の立役者となつた両者、すなわち、東京書籍館長補永井久一郎（嘉永五年八月生）、東京開成学校長補浜尾新（嘉永二年四月生）、いずれも二〇代の精鋭であり、明治の青春を感じせしめる舞台廻りであつた。

法律書庫御備書籍員数取調書

(明治九年十二月二七日現在)

和漢書	六一五冊
新刊和書	四七三冊
英書	四九四冊
内 本館之分	一七九冊
開成校之分	三一五冊

仏書

内 同 一二五冊

同 九三冊

独乙書

内 同 二二冊

同 一二冊

外ニ本館ヨリ送付之分左ニ

(書名略) 合計一六冊

外ニ開成校ヨリ交托之分左ニ

(書名略) 合計二冊

惣計 一八五二冊

内 一四三〇冊 本館ヨリ送付之分

四二二冊 開成校ヨリ送付之分

(その後の増減、修正により文部省年報中東京書籍館年報公表の数字と若干の差があるが、校館内訳をみるためにここでは本取調書の方をとりあげた。本表にみるごとく和漢書はすべて本館の分であつた。)

法律書庫閲覧人員表

明治九年

月名	日数	東京開成学校 校法学教員	東京開成学校 校法学生徒	外来内 国人	小計	一日平均
十一月	九	二	二	一	五	二四四・四
十二月	三	四	九	一	一五	四九一・六
一月	二	五	九	一	一五	四九一・六
二月	九	四	五	一	一〇	四七二・七
三月	一	二	六	一	九	四七二・七
四月	一	二	六	一	九	四七二・七
五月	一	二	六	一	九	四七二・七
六月	一	二	六	一	九	四七二・七
七月	一	二	六	一	九	四七二・七
八月	一	二	六	一	九	四七二・七
九月	一	二	六	一	九	四七二・七
十月	一	二	六	一	九	四七二・七
十一月	一	二	六	一	九	四七二・七
十二月	一	二	六	一	九	四七二・七
合計	二	二	二	一	五	二四四・四

明治十年

月名	日数	東京開成学校 教授校法学生徒	東京開成学校 法学生徒	内国人	小計	一日平均
一月	三〇	三	三〇七	一〇九	四一九	一三・九六六
二月	二七	一三	四二八	一六一	六〇二	二二・二九六
三月	二九	六	一九〇	一七七	三七三	一二・八六二
総計	八六	二二	九二五	四四七	三九四	一六・二〇九

最後に、東京開成学校側の報告をにかけて本稿の結びとする。

なお、同校は明治一〇年四月一二日、東京医学校と合し、東京大学と改称された。

東京大学法理文三学部第五年報

(実ニ明治九年ヨリ同十年八月ニ至ルノ一学年ニ在リテハ東京開成医学ノ両校ヲ合併シテ東京大学ト為シ本校即チ旧開成学校ニ法理文三学部ヲ置キ……)

曩キニ文部省ノ准允ヲ經シ法律書庫設置ノ件ニ関シ同年六月ヨリ東京書籍館ト協議スル所アリシガ是月(九月)ニ至リテ議決シ乃チ本校構内ノ旧教師館一字ヲ以テ法律書庫トシ校館貯蔵ノ内外律書ヲ合備シ是月二十二日ヨリ開場シ以テ本校生徒並ニ衆庶ノ考覽ニ供ス蓋シ博ク内外ノ律書ヲ通覽セシムル為メ法律書庫ヲ設置スルハ法学教

授上実ニ緊急欠クヘカラサル一事ナルニ本邦未タ此等ノ設ナク且本校律書ノ数多カラサルヲ以テ乃チ議シテ校館両蔵ノ律書ヲ合セ姑ク此一庫ヲ創設シ他日ヲ期シテ漸次完備ノ律書館トナサントスルナリ

三月二十九日東京書籍館ノ廃閉ニ因リ本校法律書庫モ並ニ閉チテ衆庶ノ来覽ヲ停ム然レトモ該館ノ律書九百七十六卷ヲ以テ本校ニ交付セラレ且ツ律書閱覽室ハ旧ニ依リ更革セサルヲ以テ本校生徒ノ閱覽ヲ妨クル事ナシ

(にしむら・まさもり 総務部副部長)